# 平成29年6月亀山市議会定例会 提出議案 条 例 新 旧 対 照 表

		頁
議案第50号	亀山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第51号	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・4 9	9
議宏第59号	<b>亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・・5</b>	$\cap$

# 亀山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第17条(略)	第17条(略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書)にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第26条第1項の規定による申告書
- (2)第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する特定 配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎と なった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配 5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第26条第1項の規定による申告書</u>(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>もの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む</u>。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項の申告書

\_\_\_\_\_に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配

当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款

\_\_\_\_の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当 割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第 19条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

# 2及び3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第43条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定に よる申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項 の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同 条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により ったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 による納付書により 納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には 、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定

当割額を課された場合又は同条第6項の申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第19条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。2及び3(略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第43条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定に よる申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項 の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同 条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があ ったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 による納付書によって納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定

による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には 、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

# 4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ

による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする\_\_\_\_\_。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

# 4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ

り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定 による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民 税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第 1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

# (1) 及び(2) (略)

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第 1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項 及び第46条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているもの について、同法<u>第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準 用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある 場合には、同法<u>第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に 係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準 として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額につ いては、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものと みなして、第7条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第44条第3項及び第

り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定 による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民 税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第 1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

# (1) 及び(2) (略)

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第 1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項 及び第46条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているもの について、同法<u>第75条の2第7項</u>(同法第144条の8において準 用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある 場合には、同法<u>第75条の2第7項</u>の規定の適用に係る当該申告書に 係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準 として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額につ いては、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものと みなして、第7条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第44条第3項及び第

46条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第46条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第46条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第46条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

(固定資産税の課税標準)

第66条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u> の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準 は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3<u>又は第349条の</u> 3の4から第349条の5までに定める額とする。

9及び10 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

46条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第46条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第46条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第46条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

(固定資産税の課税標準)

第66条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5

の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3<u>、第349条の4又は第349条の5</u>に定める額とする。

9及び10 (略)

- 第66条の2法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の 1とする。
- 3 <u>法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の</u> 1とする。

(施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第</u>5項の規定による補正の方法の申出)

- 第69条 施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項</u> 及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所 有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出 書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 及び(2) (略)
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋

\_\_\_\_に係る建物の区分所有等に関する法

律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按</u>分の申出)

第70条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲 げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要 (施行規則第15条の3第2項

の規定による補正の方法の申出)

第69条 施行規則第15条の3第2項

\_\_\_\_\_の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1)及び(2)(略)
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋<u>の区分所有</u> <u>者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法 律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) (略)
- 2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あ</u>ん分の申出)

第70条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲 げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要 件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分の</u>申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

### $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項 及び次項において「特定被災共用土地」という。) に係る固定資産税 額の按分の 申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義 務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」と いう。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度 (第3号及び第84条において「被災年度」という。)の翌年度又は 翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第 84条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、 法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及 び第84条において「避難等解除日」という。) の属する年が法第3 49条の3の3第1項に規定する被災年(第84条において「被災年」 という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から 避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を 賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項 に規定する被災市街地復興推進地域(第84条において「被災市街地 復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた

件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

# $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第84条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第84条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第84条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第84条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第84条において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

# $(1) \sim (5)$ (略)

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

# 4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第84条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の

\_\_\_\_\_\_)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する 書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

# $(1) \sim (5)$ (略)

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定の換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

# 4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第84条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の

規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

# $(1) \sim (6)$ (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則

規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項におい て同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又 は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の 属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年 度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過す る日を賦課期日とする年度までの各年度 ) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市 長に提出しなければならない。  $(1) \sim (6)$  (略) 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災 年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合におい て、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、 当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3 年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

型では、適用しない。 」の固定資産税については、前条の 規定は、適用しない。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(読替規定)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(読替規定)

第17条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第66条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

- 7 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第32項第1号口</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 1 法<u>附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の 2とする。

第17条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第66条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは 第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

- 7 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法<u>附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 <u>法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の</u>2とする。
- 13 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の 2とする。

- 13 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の 4とする。
- 14 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の</u> 1とする。

# 15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

# 第18条 (略)

 $(1) \sim (3)$  (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 (略)

 $(1) \sim (3)$  (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する

- 14法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の 4とする。

# 16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

# 第18条 (略)

 $(1) \sim (3)$  (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第2</u>項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 (略)

 $(1) \sim (3)$  (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する 法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12</u>条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12</u> 条第24項において準用する 同条第17項に規定 する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよ 法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12</u>条第21項第2号 に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12</u> 条第22項の規定により読み替えて適用される。同条第17項に規定 する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 令<u>附則第12条第30項</u>各号に掲げる者に該当する者の住所、氏 名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6)居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に 規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項 の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日 から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u> 第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな らない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に 規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に

うとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u>第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 令<u>附則第12条第28項</u>各号に掲げる者に該当する者の住所、氏 名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)(略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第29項</u>に 規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項 の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した目 から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u> 第7条第9項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな らない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第36項</u>に 規定する補助金等

(6) (略)

- ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準 適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書 類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する 場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する 部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に 規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書 を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項 の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通 知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び 当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満 たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となっ た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

- 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項 の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通 知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び 当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満 たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となっ た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第29条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に ┃ 第29条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に

対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3, 900円	4,600円
	6, 900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

第91条第2号ア	3,900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3, 900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3, 900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

3,800円	2, 900円
5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動
車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29
年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30

3,	800円	2,	900円
5,	000円	3,	800円

年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から 平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第30条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>前条第2項から第7項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

# $2 \sim 4$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

# 第30条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第30条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>前条第2項から第4項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

# $2 \sim 4$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

# 第30条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合

に限り適用するものとし、市民税の所得割の納

税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る 配当所得について<u>同条第1項</u>及び第2項並びに第19条の規定の 適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき 他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、 適用しない。

- (1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

# 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第33条 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対

税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る 配当所得について<u>第17条第1項</u>及び第2項並びに第19条の規定の 適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき 他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、 適用しない。

# 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第33条 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する 土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する 譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該 譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第4項</u>に規定 する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前 条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を 除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第1項の</u>規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ、</u>当該各号に定める金額に相当す る額とする。

# (1) 及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

# 3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

# 第42条の2 (略)

# 2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(

市民税の

して課する市民税の所得割の額は、<u>同項の</u>規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>当該各号に定める金額に相当す る額とする。

# (1) 及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

# 第42条の2 (略)

# 2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の<u>第26条第1項の規定による申告書(その</u> 提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の 納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第26条第1項の規定による申告書
- (2)第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)
- 5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書( 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで
に提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。) に前項
後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき ( これらの申
<u>告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると
市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の<u>第26条第1項の規定による申告書(その</u> 提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を

- \_\_\_。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(<u>条約適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>
- (1) 第26条第1項の規定による申告書
- (2) 第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第42条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

<u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条</u> 約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約

<u>含む</u> 。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があると
き( <u>これらの申告書</u> にその記載がないことについてやむを得な
い理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

# 5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第42条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これ

適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

らの申告書 にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

# 亀山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後

改正前

(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割 を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第38条若しくは第41条(第53条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条の4第1項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第52条、第74条、第90条の6第1項、第92条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第124条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パー

(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第38条若しくは第41条(第53条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条の4第1項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第52条、第74条\_\_\_\_\_\_、第92条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第124条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パー

セント(次の各号に掲げる税額の区分に広じ、第1号から第4号まで に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入し なければならない。

(1) (略)

- (2) 第90条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項 の申告書又は第124条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げ る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過す る日までの期間
- (3) 第90条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項 の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限後に提出し たものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日か ら1月を経過する日までの期間
- $(4) \sim (6)$  (略)

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、100分の6とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第88条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の 軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽 自動車等の所有者に種別割によって課する。
- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第 ┃ 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の

セント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号まで に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入し なければならない。

(1) (略)

- (2) 第105条第1項 若しくは第2項 の申告書又は第124条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げ る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過す る目までの期間
- (3) 第105条第1項 若しくは第2項 の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限後に提出し たものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日か ら1月を経過する日までの期間
- $(4) \sim (6)$  (略)

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第88条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車 及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」とい う。) に対し、その所有者に課する。

# 2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法<u>第445条第1項</u>の規定<u>により種別割</u> \_を課することができない者である場合<u>には、第1項の規定にかかわらず</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自</u>動車等については、これを課さない。

# 第89条 (略)

(軽自動車税のみなす課税)

- 第90条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有 権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主 を第88条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この 節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等 の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買 主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車 の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販

所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買 主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

- 3 軽自動車等の所有者が法<u>第443条第1項</u>の規定<u>によって軽自動車</u> 税を課することができない者である場合においては
- \_\_\_、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u> \_\_\_\_については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲)

第89条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の 事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さ ない。

<u>第90条</u> (略)

売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車 又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定 する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得し た3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第 3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前 に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除 く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、 環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上 の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、 当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車 の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲)

第90条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本 来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を 課さない。

(環境性能割の課税標準)

第90条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得の ために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところ により算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第90条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの <u>100分の3</u> (環境性能割の徴収の方法)
- 第90条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第90条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に 掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日 までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出すると ともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、 法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又 は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出し なければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第90条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又 は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなか った場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第90条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又 は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割\_\_\_の税率)

- 第91条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率</u>は、1台について、当該各号に定める額とする。
- (1) (略)
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

<u>a</u> 乗用のもの

<u>営業用</u> <u>年額</u> <u>6,900円</u>

(軽自動車税の税率)

第91条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し

\_、1台について、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

<u>2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> <u>年額</u> <u>3,600円</u>

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

<u>営業用</u> <u>年額</u> <u>6,900円</u>

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

<u>自家用</u> <u>年額 5,000円</u>

イ 小型特殊自動車

(ア)農耕作業用のもの 年額 1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円

(3) (略)

(種別割 の賦課期日及び納期)

- 第92条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。
- 2 種別割 の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割 徴収の方法)

第93条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割 に関する申告又は報告)

第94条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

<u>自家用</u> <u>年額</u> <u>10,800円</u>

貨物用のもの

<u>営業用</u> 年額 3,800円

<u>自家用</u> <u>年額</u> <u>5,000円</u>

イ 小型特殊自動車

<u>農耕作業用のもの</u> <u>年額</u> <u>1,600円</u> その他のもの 年額 4,700円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

- 第92条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
- 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法)

第93条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第94条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第90条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

(種別割 に係る不申告等に関する過料)

第95条 軽自動車等の所有者等又は<u>第90条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項につい

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 <u>第88条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第95条 軽自動車等の所有者等又は<u>第88条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項につい

て正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、そ の者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(種別割 の減免)

第96条 市長は、軽自動車等が公益のため直接専用する 場合、又は種別割 の納税者に災害があった場合で種別割 の減 免が必要であると認めたときは、これら軽自動車等の所有者等に対し て課する種別割 を減免する

2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額 及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明 する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (8)$  (略)

3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が 消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。

(身体障害者等に対する種別割\_\_\_の減免)

- 第97条 市長は、次に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する\_\_\_\_。
- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精

て正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、そ の者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(軽自動車税の減免)

- 第96条 市長は、軽自動車等が公益のため直接専用する<u>ものと認める</u>場合、又は<u>軽自動車税</u>の納税者に災害があった場合で<u>軽自動車税</u>の減免が必要であると認めたときは、これら軽自動車等の所有者等に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免することができる。
- 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額 及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明 する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (8)$  (略)

3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が 消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第97条 市長は、次に掲げる軽自動車等 に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1)身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精 神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、 当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体 障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする 者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者 に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成さ れる世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの\_\_\_\_\_\_

(1台に限る。)

#### (2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、 当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体 障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする 者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者 に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成さ れる世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、</u> 市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

### (2) (略)

2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要 とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

#### 第98条 (略)

2 法第445条若しくは第89条第2号、第90条の2又は第88条第3項ただし書の規定によって種別割 を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割 を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第88条第3項ただし書、第89条第2号又は第90条の2の規定によって種別割 を課されないこととなったときにおける当該原動機付

を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要 とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

#### $(1) \sim (6)$ (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第96条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

### 第98条 (略)

2 法<u>第443条</u>若しくは<u>第89条、第90条第2号</u> 又は第88条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法<u>第443条</u>若しくは第88条第3項ただし書、<u>第89条又は第90条第2号</u> の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付

自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

 $3 \sim 5$  (略)

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割 が課されることとなったときは、その事由が発生した目から15日以内に市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7及び8 (略)

附則

第29条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第29条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1 章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第29条の3 市長は、当分の間、第90条の8の規定にかかわらず、 県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとし て市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性 能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同 様とする。

 $3 \sim 5$  (略)

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7及び8 (略)

附則

第29条 (略)

第29条の4第90条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第29条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する 事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16 第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第29条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第90条の4の規 定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	<u>100分の0.5</u>
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第90条の4(第3号に係る</u> 部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分 <u>の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u>

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第30条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に 対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用につ (軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第29条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に 対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規 定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税 に係る第91条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3, 900円	4,600円
<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	8,200円
	10,800円	12,900円
<u>第2号ア(ウ) b</u>	3,800円	4, 500円
	5,000円	<u>6,000円</u>

いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	10,800円	12,900円
	3,800円	4, 500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2, 700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条 (第5項を除く。)において同じ。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月

31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	2,000円
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1, 900円
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
	<u>6,900円</u>	5, 200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を

受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第30条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第92条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額 は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した 金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第30条第2

項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所 有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

### 亀山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表(附則第5条関係) (亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正後	改正前
<b>以</b> 显反	9/11/11

附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第91条及び新条例附則第29条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
新条例附則第29 条の2第1項の 表第2号ア の項	第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第91条第2号ア
	(略)	(略)

### 附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第91条及び新条例附則第29条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
新条例附則第29 条の2第1項の 表 <u>第91条第2</u> <u>号ア</u> の項	第91条第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第91条第2号ア
	(略)	(略)

## 亀山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表(附則第6条関係)

	改正後				改正前	
附則				附則		
第6条 平成27年3	月31日以前に初めて	て最初の法第444条第3	第	6条 平成27年3	月31日以前に <u>初めて</u>	て道路運送車両法第60条
項に規定する	車両番号の指定	を受けた3輪以上の軽自動		第1項後段の規定に	よる車両番号の指定を	を受けた3輪以上の軽自動
車に対して課する軽	と自動車税 <u>の種別割</u> に	係る <u>亀山市税条例第91条</u>		車に対して課する軽	自動車税に	系る <u>新条例第91条及び新</u>
<u>及び</u> 附則第29条の	2の規定の適用につ	いては、次の表の左欄に掲		条例附則第29条の	2の規定の適用につい	いては、次の表の左欄に掲
げる <u>同条例の</u> 規	見定中同表の中欄に掲	げる字句は、それぞれ同表		げる規	定中同表の中欄に掲げ	げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句	Jとする。			の右欄に掲げる字句	とする。	
<u>第91条第2号ア</u> (イ)	3, 900円	3, 100円		<u>新条例第91条第</u> 2号ア	3, 900円	3, 100円
第91条第2号ア	6, 900円	5, 500円			6, 900円	5,500円
<u>(ウ) a</u>	10,800円	7,200円			10,800円	7,200円
第91条第2号ア	3,800円	3,000円			3,800円	3,000円
<u>(ウ) b</u>	5,000円	4,000円			5,000円	4,000円
<u>附則第29条の2</u> <u>第1項</u>	第91条	亀山市税条例等の一部 を改正する条例(平成 26年亀山市条例14 号。以下この条において 「平成26年改正条例」 という。) 附則第6条の 規定により読み替えて 適用される第91条		新条例附則第29 条の2第1項の 表以外の部分	第91条	亀山市税条例等の一部 を改正する条例(平成 26年亀山市条例第 号。以下この条において 「平成26年改正条例」 という。)附則第6条の 規定により読み替えて 適用される第91条

	則第6条の規定により 読み替えて適用される 第91条第2号ア(イ)
3, 900円	<u>3,100円</u>
<u>第2号ア(ウ)a</u>	平成26年改正条例附 <u>則第6条の規定により</u> 読み替えて適用される 第91条第2号ア(ウ) <u>a</u>
6, 900円	5,500円
10,800円	7,200円
<u>10,800円</u> 第2号ア (ウ) b	7, 200円平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア(ウ)b

5,000円

平成26年改正条例附

4,000円

附則第29条の2 第2号ア(イ)

<u>第1項の表第2</u> 号ア(イ)の項

附則第29条の2 第1項の表第2 号ア (ウ) a の項

附則第29条の2第1項の表第2号ア(ウ) bの項

新条例附則第29 条の2第1項の 表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

## 亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(附則第7条関係)

改正後	改正前		
附 則 第5条 (略) 2~6 (略)	附 則 第5条 (略) 2~6 (略)		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  (略) (略) (略) (略) (略) 平成27年改 3号 321条の8第22項及び第23 正条例附則第 項の申告書を除く。)、第90条 の6第1項の申告書、第105条 第1項若しくは第2項の申告書 又は第124条第1項の申告書	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  (略) (略) (略) (略) (略) (略) 第10条第 第43条第1項の申告書(法第 321条の8第22項及び第23 正条例附則第 項の申告書を除く。)、第105条第1項 43条第1項 43条第1項の申告書 フは第124条第1項の申告書		
でその提出期限 (略) (略) (略) (略) 8~14 (略)	(略) (略) (略) (略) (略)		

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
改正後	改正前			
附則	附則			
	(法附則第15条第36項の条例で定める割合)			
	4 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2			
	<u>とする。</u>			
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)			
(法 <u>附則第15条第39項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)			
<u>5</u> 法 <u>附則第15条第39項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の4	<u>6</u> 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の4			
とする。	とする。			
_(法附則第15条第44項の条例で定める割合)_				
6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1				
<u>とする。</u>				
15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、	15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、			
第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第	第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項			
44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規	若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規			
定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は	定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は			
第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第	第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第			
15条の3まで」とする。	15条の3まで」とする。			

# 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正	E前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 センターの名称及び位置は、	次のとおりとする。	第	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
(略)	(略)		(略)	(略)	
城東地区コミュニティセンター	亀山市東丸町517番地6		城東地区コミュニティセンター	亀山市東町一丁目8番22号	
(略)	(略)		(略)	(略)	